

若者からの最近の相談事例

SNS広告でお試し価格の除毛クリームを申し込んだら、後から定期購入とわかった！

SNSで除毛クリーム**お試し500円の広告**を見て申し込み、商品が届いてからコンビニで代金を支払った。その後2回目が届き、**5回購入しないと解約できない定期購入**であるとわかった。代金は**5980円**と知って驚いたが、仕方なく支払った。4回受け取ったが、4回目の代金を支払えずに放置したところ、督促状が届いた。(高校生)

⇒ 「**お試しのつもりが定期購入だった!**」という相談が多く寄せられています。
“お試し” “今だけ” “今なら” などとうたい、激安で商品が手に入るような広告は要注意です。見えにくい場所に「定期購入」だと書かれているかもしれません。広告の内容はよく確認しましょう。



友人から投資で稼げると誘われたが借金が増えただけに！

同級生から「**ビジネススクールで投資を学んで稼いでみないか**」と誘われ、カフェでスクールの担当者と3人で会った。週3回セミナーに参加して投資を学び、さらに**誰かをスクールに勧誘したら10万円が入ると説明**を受けた。専用端末が45万円と言われたが、お金がないと言うと**消費者金融で借金を勧められた**。学生と言わずに派遣社員と言うよう指南されて50万円を借りた。セミナーに参加したが、**投資よりも人を誘う話ばかり**である。投資による収入はなく、借金の返済もできない。(大学生)

⇒ 同級生はなぜあなたを誘ったのか考えてみましょう。
簡単に儲かる話はありません。相手の言うことを鵜呑みにして、その場で契約することは絶対にやめましょう。借金を勧める相手を信用することも危険です。お金がもらえるからと人を紹介すると、あなたも加害者になってしまうかも。



脱毛体験プラン980円のつもりが、高額な契約に！

無料動画サイトで**脱毛の体験980円**という広告を見て、エステ店に出向いた。施術後に担当者から**継続して通うことを勧められ、今日契約すれば割引になると言われた**。**2年間通い放題**で24万円。月に2回通うのが目安と言われたので48回通えるのだと思い、**クレジット契約**をした。2回施術を受けたところで、毎月の支払いが大変だと感じ、解約を申し出た。契約書をよく見ると、**2年間通い放題とあるものの、1回4万円、6回施術契約**と書いてあった。(会社員)

⇒ 契約するときは、施術内容や役務提供期間、回数、解約条件についてしっかりと理解することが大切です。説明された内容がきちんと書かれているか、契約書面でもよく確認しましょう。高額な契約はその場で契約せず、いったん帰って冷静に考えましょう。



疑問や不安はそのままにせず、困ったときは消費生活センターへ！！